

参加規程（参加本人及び保護者）

用語の定義

一般財団法人教育支援グローバル基金を「財団」、被災地東北の若者を対象とするリーダーシップ育成支援等の財団の目的実現のために財団が主催するビヨンドトゥモローの名称を冠した事業プログラムを「プログラム」、プログラムにご参加いただく学生を「参加本人」、学生が未成年者である場合の親権者や後見人等保護権を有する方を「保護者」、参加本人と保護者を総称して「参加者」、提言アドバイザー・リソースパーソン・スピーカー・専門家等プログラムに参画して財団とともにプログラムの進行運営に携わって下さる方を総称して「社会人メンター」、開閉会式や食事会等プログラム上のセレモニーにご臨席下さる来賓の方を「ゲスト」、プログラムにボランティアとして従事して下さる方を「ボランティアスタッフ」、財団の職員を「スタッフ」、学生が参加する財団主催の具体的プログラム（参加承諾書に標記される特定のプログラム）を「本プログラム」といいます。

費用負担

参加者は、本プログラムに原則として無料で参加できます。本プログラム期間中、参加本人による本プログラム参加に伴い発生する下記費用を含む全費用を、財団が原則として負担します。ただし、交通費や高額プログラムに対する一部参加費等の例外がございますので詳細は本プログラムの案内をご参照ください。

- ・ 交通費 本プログラム開催にかかり、財団が指定する区間と交通手段に要する費用。
- ・ 食費 プログラム期間中、すなわち、集合駅での集合から解散駅での解散までの全期間中における、財団が用意する食事の費用。
- ・ 宿泊費 プログラム期間中の財団が用意する宿泊施設における宿泊費用。
- ・ ご注意 ご自宅から集合駅まで、及び解散駅からご自宅までの、交通・食事・宿泊等については、費用負担・時間管理・安全管理等全て、参加者の自己責任にてお願い致します。（ご自宅が集合駅から特に遠方である場合については費用につき別途の取り扱いを行う場合があります。）また、財団が指定した以外の交通機関、駅、時刻等を利用する場合の交通費や、本プログラム期間中であっても私的に購入するもの（飲料等）は参加者の自己負担となりますので、ご留意下さい。

遵守事項

- 1 参加本人は、財団の定める本プログラムの全日程に参加すること。
- 2 参加者は、本プログラム上の予定に沿って行動し、期間中における財団・スタッフ・ボランティアスタッフの指示に従うこと。（やむを得ず、予定外の行動や指示から外れる行動をとる場合は、財団の承認を得てから行う必要があります。その場合、費用及び各種手配は参加者が自己負担で行うこととなりますし、プログラムから脱退したものとみなされることもあります。）
- 3 参加者は、別途、財団の定める書式により、参加本人の健康調査書に正確な内容を記載して提出すること（万が一の急病の場合等に適切な治療を行うことができるようにするためのものです）。

同意事項（及び留意事項）

1 広報活動・個人情報に関して

参加者は、参加本人の氏名・学校名・学年、本プログラム参加中の写真・映像・発言内容・提出作文等を、財団が、プログラム及び財団の運営・活動の広報等のために使用すること及び、本プログラム支援企業・団体又は外部メディアに提供することに、**同意**するものとします。

（住所及び電話番号等の連絡先は、財団が慎重に管理し、財団と参加者との連絡のため等、財団の事業上必要な範囲でのみ利用させていただきます。参加者の同意なく財団の事業外の第三者に開示・提供することは、法令の要請がある場合を除いてはありません。なお、引率のボランティアスタッフや旅行委託業者等の財団事業の補助者は事業外の第三者にはあたりませんのでご了承下さい。）

（プログラムを契機として発生した人的交流における住所の交換等は、参加本人が個人として行うものであり、財団は責任を負うものではありません。財団に対して、特定の参加者の連絡先を教えて欲しい、物を届けて欲しいという要請があっても、財団としては対応致しません。）

（メディアの取材に基づく報道については、財団の意向とは無関係に、取材内容が当該メディアに掲載されることがあります。）

2 安全面に関して

①医療行為

参加本人（未成年者の場合は保護者）は、本プログラムに際して、参加本人に緊急医療行為の必要が生じた場合に、財団が参加本人（未成年者の場合は保護者）に代わって医療行為への同意を行う等、財団が適切と判断した対応を行うこと及び当該医療費用は参加者が負担することに、予め**同意**するものとします。なお、アナフィラキシーショックを惹起するような重篤なアレルギー症状を有する参加本人は、参加本人の責任をもって、対象成分を確認及び回避することに**同意**するものとします。また、財団の判断及び対応については、故意または重過失がある場合を除いて、財団に一切の責任を問わないことに、**同意**するものとします。

②事故

参加者は、本プログラム開催中の一切の不慮の事故、本プログラムの期間中及び期間外を問わず、参加本人間の行為に起因する事故、参加本人と社会人メンター・ボランティアスタッフ・スタッフ・ゲストとの関わり・交流に起因する事故につき、財団に故意または重過失がある場合を除いて、財団に一切の責任を問わないことに**同意**するものとします。

（財団は、全ての外部リスク要因を完全に排除することはできませんし、全てのプログラム関与者の全行動を財団が監視することも現実的ではありません。）

3 損害賠償

参加者は、参加者が、参加者の故意又は過失に基づき、他の参加者・社会人メンター・ボランティアスタッフ・ゲスト・スタッフ・部外者に与えた損害に対する賠償責任に関して、財団に一切の責任を問わないこと、及び参加者の自己責任において対応することに**同意**するものとします。

（財団は参加者に対して本プログラムで想定されるサポートを行います。財団が全ての参加者の全行動を厳格に監視監督することは現実的ではありません。）

4 準拠法と管轄裁判所

参加者は、本参加規程の内容は日本の法律に従って解釈・適用及び執行されること、並びに、本参加規程に関連して発生することのある訴訟に関しては、東京地方裁判所を第1審の専属的管轄を有する裁判所とすることに、**同意**するものとします。

以上